

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第35号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和47年岩手県規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(添付図書の附加)</p> <p>第5条 条例第6条第1項に規定する<u>がけ</u>又は当該<u>がけ</u>の上若しくは下に接する土地に建築する建築物に係る法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請をする場合は、省令第1条の3第1項に規定する図書のほか、<u>がけ</u>の上端又は下端から当該建築物までの水平距離並びに<u>がけ</u>の形状及び土質を示す図書を添えなければならない。</p> <p>(許可申請書)</p> <p>第19条 法第43条第2項第2号、第44条第1項第2号若しくは第4号、第47条ただし書、第51条ただし書（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）、第52条第10項、第11項若しくは<u>第14項</u>、<u>第53条第5項</u>若しくは第6項第3号、第53条の2第1項第3号若しくは第4号（法第57条の5第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、<u>第55条第3項各号</u>、第59条第1項第3号若しくは第4項、第59条の2第1項、第68条の3第4項又は第68条の5の3第2項の規定による建築物についての許可を受けようとする者は、省令別記第四十三号様式による申請書の正本及び副本に次の表に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。</p> <div data-bbox="145 1480 770 1529" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px 0;">[略]</div> <p>2 [略]</p>	<p>(添付図書の附加)</p> <p>第5条 条例第6条第1項に規定する<u>崖</u>又は当該<u>崖</u>の上若しくは下に接する土地に建築する建築物に係る法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請をする場合は、省令第1条の3第1項に規定する図書のほか、<u>崖</u>の上端又は下端から当該建築物までの水平距離並びに<u>崖</u>の形状及び土質を示す図書を添えなければならない。</p> <p>(許可申請書)</p> <p>第19条 法第43条第2項第2号、第44条第1項第2号若しくは第4号、第47条ただし書、第51条ただし書（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）、第52条第10項、第11項若しくは<u>第14項第1号</u>若しくは<u>第2号</u>、<u>第53条第5項第1号から第3号まで</u>若しくは第6項第3号、第53条の2第1項第3号若しくは第4号（法第57条の5第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、<u>第55条第4項各号</u>、第59条第1項第3号若しくは第4項、第59条の2第1項、第68条の3第4項又は第68条の5の3第2項の規定による建築物についての許可を受けようとする者は、省令別記第四十三号様式による申請書の正本及び副本に次の表に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。</p> <div data-bbox="831 1480 1457 1529" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px 0;">[略]</div> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>法第52条第14項第3号又は第53条第5項第4号の規定による建築物についての許可を受けようとする者は、第1項に規定する申請書の正本及び副本に同項の表に掲げる図書及び省令第10条の4の6第1項各号のいずれかに該当することを示す図書を添えて知事に提出しなければならない。</u></p> <p>4 <u>法第55条第3項又は第58条第2項の規定による建築物についての許可を受けようとする者は、第1項に規定する申請書の正本及び副本に同項の表に掲げる図書及び省令第10条の4の9第1項各号のいずれかに該当することを示す図書を添えて知事に提出しなければならない。</u></p>

3 [略]

4 [略]

5 [略]

6 [略]

7 [略]

8 [略]

9 [略]

10 [略]

11 [略]

12 知事又は局長は、特に必要があると認める場合には、前各項に規定する図書のほか、第1項から第4項までの規定による省令別記第四十三号様式、第5項若しくは第10項の規定による省令別記第四十四号様式、第6項から第8項までの規定による省令別記第六十一号の二様式、第9項の規定による省令別記第六十五号の二様式又は前項に規定する省令別記第四十七号様式による申請書に添えなければならない図書を別に指定することができる。

13 第1項から第4項まで、第5項（法第85条第7項の規定による許可に係る部分に限る。）、第10項（法第87条の3第7項の規定による許可に係る部分に限る。）若しくは第11項の規定により省令別記第四十三号様式、第四十四号様式若しくは第四十七号様式による申請書を提出し、又は当該申請に係る許可を受けた建築物若しくは工作物の工事を取りやめた場合は、工事等取りやめ届書により知事に届け出なければならない。

14 第5項（法第85条第3項又は第6項の規定による許可に係る部分に限る。）若しくは第10項（法第87条の3第3項又は第6項の規定による許可に係る部分に限る。）の規定により省令別記第四十四号様式による申請書を提出し、又は当該申請に係る許可を受けた建築物の工事を取りやめた場合は、工事等取りやめ届書により所管する局長に届け出なければならない。

（認定申請書）

第23条 [略]

2・3 [略]

5 [略]

6 [略]

7 [略]

8 [略]

9 [略]

10 [略]

11 [略]

12 [略]

13 [略]

14 知事又は局長は、特に必要があると認める場合には、前各項に規定する図書のほか、第1項から第6項までの規定による省令別記第四十三号様式、第7項若しくは第12項の規定による省令別記第四十四号様式、第8項から第10項までの規定による省令別記第六十一号の二様式、第11項の規定による省令別記第六十五号の二様式又は前項に規定する省令別記第四十七号様式による申請書に添えなければならない図書を別に指定することができる。

15 第1項から第6項まで、第7項（法第85条第7項の規定による許可に係る部分に限る。）、第12項（法第87条の3第7項の規定による許可に係る部分に限る。）若しくは第13項の規定により省令別記第四十三号様式、第四十四号様式若しくは第四十七号様式による申請書を提出し、又は当該申請に係る許可を受けた建築物若しくは工作物の工事を取りやめた場合は、工事等取りやめ届書により知事に届け出なければならない。

16 第7項（法第85条第3項又は第6項の規定による許可に係る部分に限る。）若しくは第12項（法第87条の3第3項又は第6項の規定による許可に係る部分に限る。）の規定により省令別記第四十四号様式による申請書を提出し、又は当該申請に係る許可を受けた建築物の工事を取りやめた場合は、工事等取りやめ届書により所管する局長に届け出なければならない。

（認定申請書）

第23条 [略]

2・3 [略]

4 法第52条第6項第3号の規定による認定を受けようとする者は、第1項に規定する申請書の正本及び副本に第19条第1項の表に掲げる図書のほか、次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

（1）省令第10条の4の4の規定により国土交通大臣が定める給湯設備であることを示す図書

4 法第55条第2項の規定による認定を受けようとする者は、第1項に規定する申請書の正本及び副本に第19条第3項の表に掲げる図書を添えて所管する局長に提出しなければならない。

5 法第57条第1項の規定による認定を受けようとする者は、第1項に規定する申請書の正本及び副本に第19条第3項の表に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

6 [略]

7 [略]

8 [略]

9 [略]

10 [略]

11 [略]

12 [略]

13 [略]

14 [略]

15 [略]

16 [略]

17 第19条第12項の規定は、前各項の規定による提出について準用する。

(書類の経由)

第24条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる条項に規定する同表の右欄に掲げる申請書等(当該申請書等の添付図書及び添付書類を含む。)の提出については、建築物等のある区域を所管する市町村長の経由を要しない。

条 項	申請書等
[略]	
第19条第13項	[略]
第19条第14項	[略]
[略]	

(2) 省令第10条の4の5各号に掲げる基準に適合することを示す図書

5 法第55条第2項の規定による認定を受けようとする者は、第1項に規定する申請書の正本及び副本に第19条第5項の表に掲げる図書を添えて所管する局長に提出しなければならない。

6 法第57条第1項の規定による認定を受けようとする者は、第1項に規定する申請書の正本及び副本に第19条第5項の表に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

7 [略]

8 [略]

9 [略]

10 [略]

11 [略]

12 [略]

13 [略]

14 [略]

15 [略]

16 [略]

17 [略]

18 第19条第14項の規定は、前各項の規定による提出について準用する。

(書類の経由)

第24条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる条項に規定する同表の右欄に掲げる申請書等(当該申請書等の添付図書及び添付書類を含む。)の提出については、建築物等のある区域を所管する市町村長の経由を要しない。

条 項	申請書等
[略]	
第19条第15項	[略]
第19条第16項	[略]
[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。